

# 日本うつぼかずら協会規約(案)

令和元年 9月5日改正

## (名 称)

- 第1条 本会は「日本うつぼかずら協会」と称する。  
英語表記：Nippon Nepenthes Society(NNS)
1. 「うつぼかずら」とは植物界被子植物真正双子葉類ナデシコ目ウツボカズラ科ウツボカズラ属に所属する植物をさす。

## (事務局及び連絡事務局)

- 第2条 本会の事務局は合同会社HIPSに置く。  
山梨県北杜市大泉町西井出 4856

## (目 的)

- 第3条 本会はうつぼかずらの栽培技術の向上、会員相互での情報交換、うつぼかずらの普及、品種改良・育種、これらの情報を後世へと伝える事を目的とする。

## (事 業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 「うつぼかずら」の交配リストの作成
  2. 会員相互の情報の交換
  3. 関係機関との連携
  4. 研究発表会・品評会の開催
  5. 広報宣伝及び印刷物の配布
  6. 優良種苗等の配布・販売
  7. その他本会の目的達成に必要と認める事業

## (会員及び組織)

- 第4条 本会の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体によって組織し必要に応じて支部を設ける
1. 支部の設置は、会員からの発議により総会において決定される。支部は会計を持つことが出来るが協会とは別に予算、決算、監査を行う。
  2. 支部の活動については協会は責を負わない。

## (役 員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1 名 |
| 副 会 長 | 1 名 |
| 会 計   | 1 名 |
| 理 事   | 若干名 |
| 監 事   | 若干名 |
1. 役員は総会において選任し、その任期は、会長は2年、副会長及び、会計、監事は1年とする。ただし、重任及び再任を妨げない。
  2. 会長は会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、これに当たる。会計は会計事務にあたり、理事は会務を掌理し、監事は会計事務を監査する。

(連絡事務局の職員)

第7条 本会の連絡事務局には連絡事務局長及び事務局員若干名を置き、会長がこれを委嘱する。

(会 議)

第8条 この会の会議は、総会及び役員会とする。  
通常総会は、毎年1回とし会長が招集する。なお、臨時総会は、役員会の決議により会長が招集する。  
総会は、参加者の3分の2以上の賛成で可決する。  
総会は、規約の定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 規約の変更
2. 役員を選出
3. 事業計画、及び収支予算
4. 会費の額、及び徴収方法
5. 事業報告、及び決算報告
6. その他、重要な事項

(経 費)

第9条 本会の経費は会費及び補助金、雑収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第11条 この規約の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定めることができる。

(設立年月日)

第12条 本会の設立年月日は令和2年1月1日とする。

(規約施行日)

第13条 本規約は令和2年1月1日より施行する。

## 日本うつぼかずら協会細則

(会費)

第1条 会員の会費は、年2,000円とする

1. 会費の支払は郵便口座に振り込むほか現金で支払う。尚、郵便口座振り込みの場合には領収書は発行しない

附則

本細則は令和2年1月1日から実施する

この規約及び細則の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

山梨県北杜市大泉町西井出 5398-2

会長 鈴木廣司